

津軽広域水道企業団津軽事業部請負工事成績評定通知要領

制 定 令和 3年 9月10日

(目的)

第1条 この要領は、「津軽広域水道企業団津軽事業部請負工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）」第7条の通知、第8条第1項の説明請求及び第2項の回答に関する事項を定めるものとする。

(評定の結果の通知)

第2条 企業長は、評定要領第7条の通知は、工事成績評定通知書（第1号様式）及び項目別評定表（別紙）による。

(説明請求)

第3条 前条の通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日以内に工事成績評定に係る説明請求書（第2号様式）により、企業長に対して、評定の内容について説明請求を行うことができるものとする。

2 前項の書面の提出先は、津軽事業部工事担当課とする。

(説明請求に対する回答)

第4条 企業長は、受注者から前条第1項の説明請求がなされた場合は工事成績評定に係る説明書（第3号様式）により、速やかに受注者に対して回答するものとする。

(再説明請求)

第5条 前条の回答を受けた者は、回答を受けた日から起算して14日以内に工事成績評定に係る再説明請求書（第4号様式）により、企業長に対して、再説明請求を行うことができるものとする。

2 前項の書面の提出先は、津軽事業部工事担当課とする。

(再説明請求に対する回答)

第6条 企業長は、受注者から前条第1項の再説明請求がなされた場合は工事成績評定に係る再説明書（第5号様式）により、速やかに受注者に対して回答するものとする。

2 企業長は、前項の回答をする場合、津軽広域水道企業団津軽事業部請負工事等成績評定評価委員会設置要領に定める請負工事等成績評定評価委員会の審議を経てから回答するものとする。

附 則

この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。